

川棚町運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業実施要領

(川棚町産業振興課)

事業の趣旨

燃油価格の高騰を受け、経営に大きな影響を受けている町内一般貨物自動車運送事業者等に対して、保有する車両の台数に応じて予算の範囲内で、川棚町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、経費の負担軽減及び経営の維持を図ることを目的とする。

支給対象者

支援金の支給対象となる事業者は、次の1から5の全てを満たす事業者とする。

1. 令和4年1月1日時点で町内において本社、支社、営業所等を有する事業者のうち、以下のいずれかにの事業を行う事業者であること。
 - (1) 貨物自動車運送事業（トラック運送事業等）
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）
 - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業、介護タクシー事業）
 - (4) 自動車運転代行業
2. 町への申請日時点で町税を滞納していないこと。ただし、税務担当課等と納付について協議のうえ、納税に関する誓約書を提出している場合はこの限りではない。
3. 暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者等であること。
4. 支援金の支給を受けた後も事業を継続する意思があること。
5. 川棚町物価高騰対策支援金の支給を受けた事業者でないこと。

支給対象車両

町内の本社、支社、営業所等に配置登録された下表の要件を満たす車両で、申請日時点で自動車検査証が有効期間内にあり、かつ支給対象者が所有権又は使用权を有する車両であること。

区 分	対象車両
①貨物自動車運送事業 ②一般貸切旅客自動車運送事業 ③一般乗用旅客自動車運送事業	事業用自動車（緑又は黒ナンバー）のみ ※自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」の記載があるもの。 ※ガソリン及び軽油を燃料とする車両のみ対象とする。（LP ガスを燃料とする車両は対象外）
④自動車運転代行業	随伴用自動車（登録車両）のみ

※被けん引車両は対象外とする。

支給額

1. 支援金の額は、下表の1台当たり単価に対象車両台数を乗じた額の合計額とし、1支給対象者につき50万円を上限とする。

区 分	道路運送車両法に定める自動車の種別	1台当たり単価
①貨物自動車運送事業	普通自動車	20,000円
	小型自動車	10,000円
	軽自動車	15,000円
②一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）		20,000円
③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）		15,000円
④自動車運転代行業（運転代行伴走用自動車）		15,000円

2. 支援金の交付は、1支給対象者につき1回限りとする。

申請手続き

1. 支援金の申請受付期間

令和4年12月12日（月）から令和5年1月20日（金）までとする。ただし、郵送申請の場合は当日消印有効とする。

※支援金の申請は1事業者当たり1回限りとします。

2. 申請書類

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

- (1) 申請に必要な書類（川棚町指定の様式）

- ① 川棚町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金支給申請書兼請求書（様式1）

- (2) 添付が必要な書類（全事業者共通）

- ① 支給対象車両一覧表（様式2）

- ② 誓約書（様式3）

- ③ 全ての対象車両の自動車検査証（車検証）の写し

- ④ 振込口座の通帳等の写し（申請者と同一名義であること）

※通帳の表紙を開いた見開きのページをコピーし提出してください。

- ⑤ 本人確認書類

※法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

※個人事業主の場合は運転免許証、健康保険証等の写し

- (3) 添付が必要な書類（事業者ごと）

- ① 貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者

・自動車運送事業の許可書の写し及びア～オが確認できる申請書（届出書）の写し

- ア 事業者の氏名及び名称
- イ 事業種別
- ウ 営業所の名称及び位置
- エ 事業用自動車の届出車両数
- オ 運輸開始状況

② 自動車運転代行業を営む事業者

- ・自動車運転代行業の認定書の写し
- ・対象車両の写真（随伴用自動車の車体表示（自動車運転事業者の名称、認定を受けた公安委員会の名称及び認定番号）及び車両標識番号（ナンバープレート）が確認できるもの）

3. 支援金の申請に必要な書類の入手方法

次の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・川棚町役場産業振興課の窓口
- ・川棚町のホームページからダウンロード

4. 申請方法

下記申請先あて持参又は郵送してください。（申請方法の詳細については川棚町のホームページを確認してください。）

【申請先】 〒859-3692 東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1
川棚町役場産業振興課商工観光係（窓口）

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、川棚町運送事業者等燃油価格高騰対策支援金支払通知書（様式4）を送付します。

（なお、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。）

その他

1. 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支援金の支給決定を取消し、納期を定めて支援金の全額返還請求を行います。その場合に納期までに返金しなかったときは、支援金を返還するとともに、納期の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金（支援金の額に年率 2.5%の割合で計算した額）を支払っていただくことになります。

2. 申請内容に不正があった場合には、支援金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。

3. 問合せ先

川棚町産業振興課商工観光係（窓口）

電話番号 0956-76-8335

開設時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）の 8 時 30 分～17 時 15 分